東北北海道整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成29年度)

整理 番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準	重点化基準 ※注2	B/C ※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
1	北海道空知郡奈井江町	147	イ	1	2.20	(石狩川)
2	北海道足寄郡足寄町	15	イ	1	2.38	(十勝川)
3	北海道足寄郡足寄町	96	ア	1	2.38	(十勝川)
4	北海道足寄郡足寄町	22	イ	1	2.38	(十勝川)
5	北海道野付郡別海町	10	ウ	2	2.57	(根室湾、野付湾)
6	北海道野付郡別海町	87	ウ	2	2.57	(風連湖)
7	青森県十和田市	12	イ	1	1.59	(駒込川〜奥入瀬川)
8	青森県十和田市	10	ア	1	1.58	(駒込川〜奥入瀬川)
9	青森県十和田市	22	イ	1	1.58	(駒込川〜奥入瀬川)
10	青森県十和田市	5	ア	1	1.61	(駒込川〜奥入瀬川)
11	青森県むつ市	67	ア	2	1.53	(農業用水路)
12	青森県下北郡東通村	55	ア	2	1.48	(下流に集水施設有り)
13	岩手県久慈市	22	ア	2	1.36	(久慈市上水道)
14	岩手県八幡平市	11	ウ	1	1.41	(北上川)
15	岩手県下閉伊郡岩泉町	100	ア	2	1.25	(有芸地区簡易水道)
16	宮城県登米市	7	イ	1	1.49	(北上川)
17	宮城県登米市	5	ア	1	1.54	(北上川)
18	宮城県登米市	5	イ	1	1.49	(北上川)
19	宮城県登米市	4	イ	1	1.49	(北上川)
20	宮城県栗原市	15	イ	12	1.45	(①北上川 ②小田ダム)
21	宮城県栗原市	16	イ	12	1.45	(①北上川 ②小田ダム)
22	宮城県黒川郡大和町	20	イ	12	1.58	(①北上川 ②南川ダム)
23	秋田県大仙市	22	ウ	12	2.05	(①雄物川 ②川西簡易水道浄水場)
24	秋田県大仙市	40	ア	12	2.05	(①雄物川 ②心像小杉山地区簡易水道浄水場)
25	秋田県雄勝郡羽後町	9	ウ	12	1.59	(①雄物川 ②瀬後野簡易水道)
26	山形県新庄市	6	イ	12	1.89	(①最上川 ②萩野簡易水道)
27	山形県尾花沢市	62	ウ	12	1.62	(①最上川 ②畑沢簡易水道)
28	山形県尾花沢市	40	イ	1	1.62	(最上川)
29	山形県西村山郡西川町	12	イ	12	1.56	(①最上川 ②岩根沢簡易水道)
30	山形県最上郡真室川町	4	イ	12	2.10	(①最上川 ②曲川簡易水道)
31	山形県最上郡真室川町	15	イ	12	2.11	(①最上川 ②戸沢簡易水道)

<sup>31</sup> 山形県最上郡真室川町 15 イ ①② 2 2 注1 選定基準は次のとおり。
ア:無立木地 イ:散生地 ウ:粗悪林相地
注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。
①: 2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域
②:ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等
注3 「B/C」:便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。